

(様式 1)
審査基準（申請に対する処分関係）

| 法令名 | 担当課 | 水産課 | 検索番号 | 1 - 5 |
|----------|------|-----|------|-------|
| 漁船法 | 根拠条項 | 8 | | |
| 工事完成後の認定 | | | | |

(根拠規定)

漁船工事完成後の認定に係る審査基準の一部改正について
(平成14年4月1日付け水産第847号農林水産部長通知)

(許認可等の基準)

【審査基準】

漁船法第8条の規定による工事完成後の認定に係る審査基準は、次のとおりとする。

以下の項目について、次に掲げる場合は認定しない。

1 氏名又は名称及び住所

許可を受けた者とは、所有者の意味であるから、それが相違するとき。

ただし、改名、改称、住所の変更等は愛媛県知事あてに届け出があれば、許可と相違しても認定する。

2 船名

船名が相違するとき。

ただし、船名の変更は愛媛県知事あてに届け出があれば、許可と相違しても認定する。

3 漁業種類又は用途

設備その他から判断して、許可を受けた漁業種類と異なるとき。

ただし、許可を受けた漁業種類以外の漁業にも従事することが明らかである場合、その漁業が、漁業の許可を要しない漁業であれば性能の基準第3項に適用することが確認できれば認定する。

4 操業区域及び主たる根拠地

許可と異なるとき。

ただし、根拠地については同一都道府県内であって、漁業の許認可上差支えないときは異なっていても認定する。

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | 担当課 | 水産課 | 検索番号 | 1 - 5 |
|------|----------|------|-----|------|-------|
| 法令名 | 漁船法 | 根拠条項 | 8 | | |
| 許認可等 | 工事完成後の認定 | | | | |

5 船質

許可と異なるとき。

6 長さ、幅、深さ及び総トン数が許可と相違する場合、その相違が工作上又は測定上止むを得ないと認められる下記に掲げる誤差の範囲のいずれか一つを超えるとき。

(1) 次の表の左欄に掲げる船舶の区分に応じ、その長さ、幅、深さの各々が許可の寸法に対し、それぞれ右欄に掲げる数値以内

| 船質区分 | 主要寸法 | 数 値 |
|---------------|------|-------------------------|
| 鋼船及び 軽合金船 | 長　さ | 0. 3 %又は10cmのうちいずれか大なる値 |
| | 幅 | 0. 5 %又は4cmのうちいずれか大なる値 |
| | 深　さ | 0. 5 %又は3cmのうちいずれか大なる値 |
| F R P 船 | 長　さ | 0. 5 %又は10cmのうちいずれか大なる値 |
| | 幅 | 1. 0 %又は6cmのうちいずれか大なる値 |
| | 深　さ | 1. 0 %又は3cmのうちいずれか大なる値 |
| 木船及び 木鉄交造船 | 長　さ | |
| | 幅 | 3 % |
| | 深　さ | |

(2) 船舶のトン数の測度における長さと幅と深さの相乗積が許可のそれに対し、鋼船及び軽合金船は1%、F R P 船は3%、木船及び木鉄交造船は5%以内

(3) 船舶の総容積に占める上甲板下容積の割合(容積比) (船舶国籍証書によるもの)が許可の総トン数に応じ、それぞれ許可の容積比と次の相違以内

イ 許可総トン数20トン以上30トン未満

10%

(様式 1)
審査基準（申請に対する処分関係）

| | | 担当課 | 水産課 | 検索番号 | 1 - 5 |
|------|----------|------|-----|------|-------|
| 法令名 | 漁船法 | 根拠条項 | 8 | | |
| 許認可等 | 工事完成後の認定 | | | | |

□ 許可総トン数 30 トン以上 50 トン未満

（許可総トン数から 30 トンを控除したものの 5% に 3 トンを加えたものを許可総トン数で除したもの） × 100%

ハ 許可総トン数 50 トン以上 200 トン未満

（許可総トン数から 50 トンを控除したものの 2% に 4 トンを加えたものを許可総トン数で除したもの） × 100%

ニ 許可総トン数 200 トン以上

（許可総トン数から 200 トンを控除したものの 1% に 7 トンを加えたものを許可総トン数で除したもの） × 100%

（4）総トン数（船舶国籍証書又は都道府県測度によるもの）許可の総トンに応じ、それぞれの許可のそれと次の相違以内

イ 許可総トン数 30 トン未満

許可総トン数の 10%

□ 許可総トン数 30 トン以上 50 トン未満

許可総トン数から 30 トンを控除したものの 5% に 3 トンを加えたもの

ハ 許可総トン数 50 トン以上 200 トン未満

許可総トン数から 50 トンを控除したものの 2% に 4 トンを加えたもの

ニ 許可総トン数 200 トン以上

許可総トン数から 200 トンを控除したものの 1% に 7 トンを加えたもの

7 推進機関

種類、馬力数又はシリンダ数及び直径が、許可の内容と異なるとき。

8 性能の基準第3項の各室及び各そう

（1）総トン数 20 トン以上の漁船の魚そう、水そう、活魚そう、凍結室、凍結準備室、燃料油そう、清水そう、機関室及び補機室の寸法及び容積が許可申請書に添付した計画図と実測とで相違する場合、その相違が次の範囲をこえるとき。

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | 担当課 | 水産課 | 検索番号 | 1—5 |
|------|----------|------|-----|------|-----|
| 法令名 | 漁船法 | 根拠条項 | 8 | | |
| 許認可等 | 工事完成後の認定 | | | | |

・寸法について

鋼船、軽合金船、F R P 船 3 % 木船、木鉄交造船 5 %

・容積について

鋼船、軽合金船、F R P 船、木船、木鉄交造船 10 %

(2) (1) に掲げた各室、各そうの位置が一般配置図に示された位置と異なるとき。

ただし、(1) 及び (2) の範囲をこえた場合、実測による寸法、容積及び位置による「横メタセンタ高さ及び乾げん計算書」を提出させ、その結果が性能の基準に適合するときは認定する。